

行方市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



行方市条例第7号

行方市印鑑条例の一部を改正する条例

行方市印鑑条例(平成17年行方市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。